九州大学学術情報リポジトリ
Kyushu University Institutional Repository

アメリカにおけるロー・スクール教育関係文献紹介(6)

川嶋, 四郎
九州大学大学院法学研究院

https://doi.org/10.15017/3869

出版情報：法政研究. 70 (3), pp.260-245, 2003-12-18. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

アメリカにおけるロー・スクール教育関係文献紹介(6)

川　嶋　四　郎

〈目次〉

1．はじめに
——本稿の目的——
2．Judith Wegner 教授のロー・スクール教育論演習（以上、69巻1号）
3．John Sexton, Legal Education ; Today and Tomorrow（69巻3号）
4．William P. Quigley, Introduction to Clinical Teaching for the New Clinical Law Professor : A View from the First Floor（69巻4号）
5．Ruta K. Stropus, Mend It, Bend It, and Extend It ; the Fate of Traditional Law School Methodology in the 21st Century（70巻1号）
6．Orin S. Kerr, The Decline of the Socratic Method at Harvard（70巻2号）
7．Lani Guinier, Lessons and Challenges of Becoming Gentlemen　（本号）

7．Lani Guinier, Lessons and Challenges of Becoming Gentlemen

(1)　はじめに

前回紹介したKerr論文は、アメリカのロー・スクールにおいて支配的な教育方法とされてきたソクラティック・メソッドが、現在では衰退し変容を遂げていることを活写していたが、その中で、その種の教育方法は、女子学生に対して悪影響を及ぼしかねないという衝撃的な指摘が紹介されていた。つまり、ソクラティック・メソッドは、男性本位の教育スタイルであり、かなり協力的でかつ共同社会的な女子学生の学習形式とは裏腹に、競争好きな環境を作出するものであると論難された。

そして、女子学生たちは、家父長制的かつ権力主義的なソクラティック・メソッドによる授業では、威圧され、疎外感を感じるだけであり、女性たちの声は議論から締め出されてしまうとされたのである。その論者は、Lani Guinier教授等であり、彼女等は、その論文の中で、ソクラティック・メソッドは、女子学生の成績が相対的に低いことに責任があると論じたのである。

ただ、この議論に対して、Kerr論文では、一定の評価を与えながらも、結論的には、Guinier教授等の提言する「建設的な教育方法の真の多様性」は、現在のロー・スクール教育においてすでに標準的なものになっているという認識を示したのである。

さて、そこで、今回は、そのGuinier教授の論考「紳士になることの教訓と課題」を紹介したい。Lani Guinier, Lessons and Challenges of Becoming Gentlemen, 24 New York University Review of Law & Society Change, 1 (2001) が、それである。

Guinier教授は、ハーバード大学ロー・スクールで教鞭を執っており、この論文は、1997年4月3日に、ニュー・ヨーク大学ロー・スクールで行われた講演の記録である。

なお、この論考自体には、章や節は付されていないが、本稿では、読者の便宜を考え、特に章や節を設けた。

(2)　論文紹介

1）序

——問題の提起——

「ロー・スクールは敵対的な学習環境である」という女子学生たちの経験からは、学ぶべき多くの教訓がある。これは、ペンシルベニア大学ロー・スクールで私たちが行った研究（Lani Guinier, Michelle Fine & Jane Balin with Ann Bartow & Deborah Lee Stachel, Becoming Gentlemen: Women's Experiences at One Ivy League Law School, 143 U. Pa L. Rev., 1 (1994)）から得られた帰結である。この教訓の中には、法学教育に関する様々な課題も、含まれている。以下では、私たちが、ロー・スクールにおける女子学生たちの「ネガティヴな経験」を、法学教育に

基層的な変化をもたらすために利用することができるか否かを考えてみたい。

まず、私たちが行ったあるロー・スクールにおける女子学生の学業成績と生活内容についての研究によって、すべての学生に悪影響を与える多くの制度的な欠点が明らかになった。これは、お座なりで画一的なアプローチをとる教育方法を用い、かつ、弁護士のプロフェッション規範として対立当事者主義に焦点を当てる、現在のロー・スクールの教育内容を反映したものであった。

一般に、ロー・スクールにおける女子学生の経験は、必ずしもジェンダーそれ自体に関するものとは限らない。すべての女子学生が、ロー・スクールの環境を敵対的なものだと感じていたわけではなかったのであり、また、ある男子学生たちの中にも、そこを敵対的な環境と感じていた者が存在したことを、付言しなければならない。ただ、問題は、女子学生をいかに教育するかということだけではなく、変化しつつある法のプロフェッションに対する要請を満たすためには、いかにして弁護士すなわち法曹を養成するための教育を行うべきかを、再考しなければならないということである。

2）研究の端緒

——ロー・スクール教育と「紳士になること」——

この研究のきっかけは、私のロー・スクール時代の経験に由来している。

1984年に、私は、人種による別学解消を命じた画期的なBrown v. Board of Education判決の30周年を記念して行われた黒人同窓会のパネル・ディスカッションに参加するために、イェール大学ロー・スクールを再訪した。それは、当時の黒人学生たちがスポンサーとなって行われたものであった。奇しくも、その教室は、10年前に、私が、会社法の授業を受けた場所であった。その授業を担当した白人教授は、男子学生であれ女子学生であれ、私たちすべてに「紳士諸君。」と呼びかけたのであった。

彼は、毎朝、教室で「おはよう。紳士諸君。」と挨拶をして授業を始めた。最初の授業の日に、彼はこの儀式の意味を説明した。長年行っており、それは習慣であるとも言った。彼は、そのクラスに女子学生がいることも認識しており、私たちが、彼の挨拶によって疎外感を抱かないように注意した。私たち女子学生もまた、彼の

考える「紳士」の仲間だったのである。

彼によれば、「紳士」という用語は、そもそも性とは関係のないものであり、文明化した世界の考え方を共有する人たちのための言葉であった。一方で、それは、「男性（men)」に関係づけられるが、他方、人種もジェンダーにも関係しない「人間（men)」を前提としていた。その教訓は、いわばプロフェッションになることの核心であった。そして、そのことは、法学教育の伝統的な価値を想起させた。すなわち、弁護士は、物事に囚われない「中立的な」問題解決者であり、法学教育の目的は、依頼者の利益を感情的になることなく擁護できる者を育成するといった価値観が、それである。つまり、ロー・スクール学生の私たちすべてが、「紳士になること」を求められたのであった。

さて、そのディスカッションに参加したパネラーたちは、学生時代の様々な思い出を語ったが、私の順番が来ても、人を勇気づけられるような記憶を何も思い出すことはできなかった。深い疎外感や孤独感を味わった逸話も、持ち合わせていなかった。公民権弁護士として10年にわたる経験を経た当時にあっても、そこでは、黒人女性のために何も共鳴を得させるものがなかったのである。その代わりに、私は、かつてその教室で行われた「紳士になること」の儀式の話を、ゆっくり注意深く話し始めた。

学生時代に、私は、そのことを受け容れていたが、私が、その経験とより広い現象との間の関係性を知ったのは、ずっと後になってからであった。例えば、私はまた、女子学生と法学教育に関わる問題が、現代の法学教育におけるかなり大きな危機を隠蔽しているかもしれないことを観察した。つまり、女子学生の多くが疎外感を抱いていると感じており、また、問題の多くが、女性の中にあるのではなく、現代の法学教育のある種の局面を再現するローヤリング・モデル自体の中にあるということである。

3）実態調査とその結果

(A)『逆転させれば』

そして、1990年1月に、これらが、より大きい意味あいを持つことに気づかされるある出来事に遭遇した。

当時ペンシルベニア大学ロー・スクールの３年生であったAnn Bartowが、私のところにやってきた。私は、彼女の研究プロジェクトを聞いて驚いた。彼女は、ロー・スクールの授業で、教授と学生すべてのジェンダーを入れ替えてビデオテープに撮ることを考えたのであった。彼女は、当時すでにメディカル・スクールでの経験を、そのような形でパロディー化したビデオを観ていた。メディカル・スクールのビデオは、『逆転させれば』と題されたものであった。

その中には、例えば次のような１シーンがあった。すなわち、教室で、ある一人の男子学生が、おずおずと手を挙げて尋ねた。「男性が、その病気にかかったら、どうなるのですか？」と。女性教授は、即座に振り向き、その男子学生を凝視して侮蔑的に言い返した。「いい質問です。これまで習ったことから、推論してみなさい。具体的なイメージを作り上げなさい。」、と。

当時私は、彼女のアイデアに好奇心をそそられたので、まず、彼女に台本を書くように勧めた。彼女が書いてきた台本を読んで、私は、彼女の描写が、典型的なロー・スクールの学生像を描き切れているかどうか気になった。そこで、彼女は、確認のためにロー・スクールの学生全員に70項目にわたるアンケート調査を行い、半数以上の学生から回答を得た。

(B)　女子学生の疎外感

その調査結果は、多くの女子学生が疎外感を感じていることを示していた。例えば、回答した多くの女子学生は、自信を持ってロー・スクールに入学し、その中の３分の１の学生が、公益弁護士になることを切望していた。それとは対照的に、回答を寄せた１年次の男子学生で公益弁護士を目指す者は、８％のみであった。しかし、３年次の女子学生は、10％のみが、また、３年次の男子学生は、５％のみが、公益弁護士になりたいという回答を寄せたにすぎなかった。そこで、１年次と３年次の間に、女子学生のみに影響を与える何かが起こったのだと思われた。男子学生は、特定の志望動機を持ってロー・スクールに入学し、それを維持し続けられるが、女子学生は、一定の情熱を持って入学するものの、学年を経るに従って、それが消え失せてしまうことがあるのである。

さらに、私たちは、授業への参加の割合の点でも、ジェンダーによる差異を発見

した。男子学生の場合と比較して、ロー・スクールの女子学生は、授業中、「決して質問をしない」または「たまにしか質問をしない」と回答した者が、かなりの割合を占めた。しかも、1年次の女子学生のみが、このような低い参加率に不満を示しているという事実、および、3年次の女子学生は、そのような低い参加レベルによって、もはや抑圧さえ感じていないという事実にも注目した。

このような発見は、これまで他の研究者によっても、繰り返し指摘されてきた。全米のロー・スクール8校を横断して行われた最近の研究によれば、男子学生は、男性教員の授業ではかなりの割合で発言し、かつ、ジェンダーによる不均衡は、教員の性別に関わりなく、「エリート・ロー・スクール」でより顕著なものとなっているのである。

授業中に発言しなかった女子学生たちは、また、授業の終了後に質問をする気さえ起こらないと回答した。彼女たちは、教員の方から親しく話しかけてくれるきっかけを待っていたのであった。それとは対照的に、男子学生は、教授に質問するさいにも躊躇を感じなかったのであり、このことは、教員が、男性であろうと女性であろうと、変わりがなかった。

(C)　女子学生から見た教員の資質

研究は、さらに、別の差異をも明らかにした。それは、学生が、最も賞賛するロー・スクール教授の資質に関する回答についてであった。男子学生も女子学生もともに、「専門科目についての知識」および「教育への情熱」という上位2項目は変わらなかったが、3番目には、男子学生が、「考えを明瞭に表現すること」を挙げたのに対して、女子学生の93%は、「尊敬の念を持って学生に接すること」を挙げたのである。

このデータを精査した後、授業に参加している学生たちに、この回答の差異を説明できるかどうか尋ねた。その答えは、男子学生は、すでに尊敬されていると感じているので、「尊敬の念を持って学生に接すること」といった資質を、それほど評価しないといったものであった。

(D)　女子学生の学業成績

このような調査結果に評価を加えた後に、私たちは、3年間にわたり、ペンシル

ベニア大学ロー・スクールの学生、計981名の学業成績を調べた。まず、初めに、その学年の中で、ＬＳＡＴ（Law School Aptitude Test）およびＧＰＡ（Grade Point Average）のスコアの同じ男女の学生たちを抽出した。その結果、１年次の終わりまでに、男子学生たちが、クラスのトップ・クラスに躍進していたのに対して、女子学生たちは、最下位に低落していたのであった。集計したところ、男子学生が、各学年トップ10％に入り得る割合について、１年次で女子学生の約３倍の可能性があり、また、２年次と３年次で女子学生の約２倍の可能性があるという調査結果が明らかになった。さらに、男子学生がトップ15％になる割合は、女子学生の約1.5倍であった。

４）ロー・スクール教育の課題

(A)「剣闘士から問題解決者へ」

先のアンケート調査の結果とこの学業成績の結果をもとに、私たちは、学生たちをグループ分けして、ロー・スクールでの経験について尋ねた。そこで得た結論は、ロー・スクールが極めてハードでタフなものであるといった不満だけではなかった。彼女たちは、法学教育の方法についても根源的な批判を行った。つまり、彼女たちは、潜在的にすべての学生たちに不利な影響を与える学習制度として、ロー・スクール・システムを特徴づけたのであった。

私の同僚の女性教授は、「剣闘士から問題解決者へ」と題する論文（Susan Sturm, From Gladiators to Problem-Solvers: Connectiong Conversations About Women, the Academy, and the Legal Profession, 4 Duke J. Gender L. & Pol'y, 119 (1997)）の中で、ロー・スクールにおける従前の法学教育は、弁護士が剣闘士であるという概念に従って、モデル化されていることを明らかにした。このモデルでは、法的な問題処理を行うために、人は勝利を求めて闘うのである。法学教育は、弁護士として勝ち抜く方法を鍛錬しなければならないといった理念に基づいて構成されている。ロー・スクールで首尾良く成し遂げることができる学生たちは、かなり攻撃的なソクラティック・メソッドのヴァージョンで、素早く攻撃的に闘うことによって勝利できるゲームと考えたのであった。

(B)　一番最初であることの価値？

多くの男子学生は、ロー・スクールのクラスにおける参加とは口頭での議論の応酬であると語ってくれた。また、相手方を黙らせることができたり、また、教授の質問に対して最初に挙手をすることができたときに、勝利したと言えるとも言った。また、ある学生は、自分の考えをまとめることなくまず挙手をし、指名されるまでの合間に十分に考えることができるとも付言した。そこでは、一番最初であることが、勝利を意味するのである。

しかし、これでは、私の9歳の息子と変わらないと思う。ある日帰宅した息子は、私に言った。「ママ、今日僕はクラスで一番最初に算数ができたよ」、と。彼に、私は答えた。「それは、すごいね。でも、算数で何を学んだの。最初に算数をし終えたときに、何を学んだの」、と。

(C)　聴くことの価値

Ann Bartowの調査に回答した女子学生の多くは、授業に参加したいが、何か重要な貢献ができると考える場合に限られると報告したのであった。しかも、彼女たちは、ソクラティック・メソッドによる授業を、勝つためのゲームとしてではなく、情報を統合し整序するためのやりとりの場として考えていたのである。

私の経験では、そのような学生たちは、他の学生の話をまず聴くことによって学びたいと考えていると言える。例えば、私がハーバード大学ロー・スクールを訪問したときのことであるが、ある学生は、「俳句」を詠むことによって、授業に参加しようと考えていた。彼女は、前の時間に議論した問題に答えるために、俳句を作ったのである。彼女は、それを公表したかったが、しかし、時機を逸してしまった。例えばこのように、多くの女子学生のアイデアは、授業から取り残されてしまうのである。

(D)　成績評価方法の課題

さらに、画一的なソクラティック・メソッドの教育方法でよい成績を修めるのと同様のテクニックがあれば、ロー・スクールで通常行われているテスト（学期末に行われる時間の限られた論述試験）でも、よい成績を修めることができる。様々な

教授と議論したが、多くの女子学生は、十分に考える時間が与えられる自宅持ち帰りの試験やレポートといったものの方が、よいスコアを獲得できることが明らかになったのである。

このことが示唆するのは、現在のソクラティック・メソッドも時間の限定された試験も、素早い思考力と戦略的な推論の重要性を、過大評価していることである。つまり、時間をかけてじっくりと調査研究し最善の解答を導き出す能力よりも、出題者が何を欲しているかを即座に摑取する能力が試されているのである。これは、大学入試のさいに行われるＳＡＴ（School Aptitude Test）でも同様である。

さらに、学期の終わりに一回だけ試験が行われるシステムによって、いわば学生は教育のプロセスからは解放され、単に、試験前の詰め込み学習に向かうことを余儀なくされることになる。それと同様に、ソクラティック・メソッドを通じて敵対的な形で行われる質問は、ある学生たちの参加の意欲を刺激するが、しかし、究極的には、他の学生たちの知的な営みを阻害させてしまうのである。これらの理由から、例えば、中間試験や学期中の定期試験等を用いることが、推奨されたりするのである。

(E)「良き弁護士の要素」とは？

素早い対応と攻撃的な積極性を強調する論者は、「良き弁護士の要素」についての伝統的な仮説に依拠している。つまり、それは、ロー・スクールにおいて、女子学生も、依頼者のためにお金を稼ぐことを仕事とし、あまり親切でも、フレンドリーでも、情熱的でもない弁護士になるといった内容のものである。

あるロー・スクールの教授は、ステレオタイプのソクラティック・メソッドを、せいぜい、無礼な質問の仕方を学ぶ方法にすぎないと考えた。一般に、ほとんどの人々は、答えを知りたいがために質問をするが、弁護士は答えを得てはじめて質問をするように訓練されるとも言われている。例えば、私の学生は、しばしば、「私は、次のように答える…。」とは言わないで、「えーと、私は、先生が得ようとしているものが何かを考えている…。」と前置きして解答しようとする。ロー・スクールの学生の間では、考えることよりも、鸚鵡返しをすることが、好まれるのである。

そのことは、また、政府または公的機関で働くことを志望する学生たちの学びを、

特に阻害することになる。なぜならば、そこでの弁護士の使命として、彼ら彼女らは、「法律家のように考える（Think like a lawyer)」ことだけではなく、「正義を実現する」ことを学びたがっているからである。

(F)　ソクラティック・メソッドの限界

学生数の多い伝統的なロー・スクールにおけるソクラティック・メソッドの利用は、協同的な方法でよりよく学ぶすべての学生たち（女子学生を含む）による「学びの共同体」の形成を妨げることさえある。

多くの研究者たちは、ローヤリングの技法が複雑であり一個の画一的なモデルで捉えきれないことを指摘している。また、教育方法における「訴訟求心的なモデル」は、実際には多くの弁護士が訴訟に関係しないところでその職務を行っているので、時代遅れであることが指摘されている。ほとんどの弁護士は、大きなロー・ファームで働いているわけではなく、企業内弁護士や契約実務に携わる弁護士にとっては、「交渉」こそが、重要であり、それは、伝統的な事実審での弁論に関わるソクラテック・メソッドの概念とは、鋭い対照をなすのである。

(G)　「学びの共同体」の価値

さらに、今日、協同作業やチームワークは、ますます専門職の内部で価値あるものとなっている。協同して働ける人々は、弁護士活動にとって、妥当性、柔軟性およびグループによる問題解決を重要であると考えるのである。

現行の実務における弁護士を目指す学生を教育するという視点から見れば、伝統的な教育方法は、その技法の向上に役立たないかも知れない。それと同様に、伝統的な成績評価システムは、弁護士が現実に働く職務内容にとって、あまり役立たないことも明らかになった。ＬＳＡＴや期末試験といった評価システムは、効果的でありかつ客観的であると考えられているが、しかし、このことは、用いられる目的にとって、公正または機能的であることを意味しているのではない。使い方を誤れば、その効用が減殺される虞れがあるのである。

(H)　入学者選抜基準の問題

例えば、私たちは、ペンシルベニア大学ロー・スクールの入試のプロセスで用いられている判断基準(学部のＧＰＡおよびクラスのランキング、ＬＡＳＴ、Lonsdorf Index〔ＬＳＡＴや学部のＧＰＡ等を評価してコンピュータで計算し作成されるインデックス〕等）を調査した。男子学生も女子学生も、入試の時に比較可能な成績の記録が作成されるが、一般に、例えば、女子学生のＬＡＳＴのスコアは男子学生のそれと大差なく、また、学部のＧＰＡも男子学生よりも僅かに高い値を示していた。

そうして、私たちは、入学者選抜基準とロー・スクールの成績との間に相関関係が存在するか否かについて研究した。その中で、女子学生の成績が揮わないことについては、様々な説明が行われた。例えば、幾人かの同僚は、そもそも不適格な女子学生を入学させていると指摘した。しかも、その中の１人は、男子学生のＧＰＡは、様々なスポーツに参加しているので相対的に低いとさえ言った。また、他の教員は、女子学生の成績低下は、学部時代にあまり挑戦的でない学問領域を専攻していることと関係していると考えた。

しかし、私たちは、男子学生と女子学生の学部時代の専攻に大差がないことを確認し、結局のところ、ＬＳＡＴがペンシルベニア大学ロー・スクールの成績に関しては、あまり有効な「予言者」にはならないことを明らかにした。入学者選抜基準やソクラテック・メソッドは、これまで十分効果的に作用してきたと言えるが、結局のところ、前者は入学者選抜手続の負担を軽減させるための手段として機能してきたのであり、また、後者は、学生に弁護士の多様な職務を遂行させるといった法学教育の現実の目的からは独立して機能しているのである。

(I)　チームワークの価値の普遍性

21世紀における問題解決のためには、話す能力だけではなく聴く能力、類型化する能力だけではなく統合する能力が重要であり、それらに加えて、判断形成を遅延させる場合でさえ事件のニュアンスや文脈について真摯に考える能力等を含む多様な観点と技法の注入が必要である。しかも、とりわけ、チームによる問題解決の文脈では、洞察力が有益な結果をもたらす。もしも、ロー・スクールが、ソクラティッ

ク・メソッドとは別の学習に対する展望やアプローチを採用しなければ、多様な情報源から様々な情報を融合させることによって、創造的な緊張感を醸し出し、新奇なアイデアを出し、その上で問題を解決していくといった利点は、生かされないことになるのである。現在、ビジネス・スクールにおいて、どのように教えるかについて再考されているのと同様に、企業社会でも、ローヤリングについての新たなアプローチが開発されているのである。

例えば、最近、私は、Wall Street Journal紙上で、ある建設会社の経験に焦点を当て、ビジネスの世界でも協同的な問題解決が重要であることを示唆する記事に接した。その建設会社は、弁護士による正式な契約交渉の後、契約締結に先立ち、この建設会社のあるチームは、ビルのオーナー、建築士、技師およびビルの利用予定者を集めて会合を開いた。このチームは、最初から重要な争点を確定し共有することを、出席者に促したのである。そして、皆が、時間と費用の制約の下で、そのプロジェクトを遂行し、ビルの利用者のニーズを満たし、かつ、長期の継続的な関係に導くそのプロジェクトに合意したのである。

最も重要な点は、彼らが、弁護士をその会合に招かなかったことである。確かに弁護士は基本的な枠組みに関して契約の交渉を行ったが、しかし、参加者が、義務についての交渉を行ったのである。まさに実際の保証がなされたのは、このような人的レベルであった。弁護士のアプローチは、人間的な相互関係をしばしば捨象するが、しかし、この建設会社は、弁護士を外し関係者間での交渉を行っても、決して訴訟が提起されなかったことを誇りに感じたのである。

このような例は、他にもたくさんあり、現在、アメリカの大企業のいくつかが、こういったかなり平等主義的なアプローチを探求している。また、同時に、訴訟以外の紛争解決手続を望んでいるのである。

(J)　弁護士としての成功の秘訣

弁護士が、私的な問題の解決のために助力したいならば、訴訟を避ける様々な道を、理解し見つけ出さねばならない。例えばスタンフォード大学で教鞭を執るある弁護士は、事件が訴訟に発展する前に紛争当事者の不満を解決するためのメディエーション（調停）・プログラムを構築する要請に対応しなければならないと指摘し

ている。変化しつつある環境の中で、女子学生の多くが弁護士として向上させることを望むまさにその技法とは、チームワークを保ち、他者の話に基づいて自己の見解を構築し、かつ、じっくりと話を聴くという技法であり、それが、成功の鍵なのである。

なお、ある弁護士は、次のように論じた。弁護士に対する最大の不満の一つは、弁護士が依頼者と意思疎通をしないことであるので、弁護士は、依頼者がどのように意思疎通を欲っしているかを知り、それを現実化する必要がある、と。また、先に述べたように、私の同僚は、弁護士を「古代ローマの剣闘士」のように考える誤った概念を克服しなければならないと指摘したのである。

5）結

——多様な教育の選択肢——

私たちの研究の結果、明日の法曹として様々な領域で奉仕できるように、そして、女子学生だけではなくすべての学生を教育するために、法学教育の在り方を再検討すべきことが明らかになった。多くの学生たちのために、ロー・スクール教員が、様々な選択可能性のある教育スタイルを採用し、あらゆる将来的な展望に敬意を払い、かつ教育上の対話を増進させるならば、ロー・スクールの学生たちは、自分たちの世界についての認識を深め、かつ、依頼者の不平の意味合いをよく理解できるようになるであろう。それが、より良き「権利擁護者」への道なのである。

短期的には、確かに、女子学生も、現在の様々なシステム内で成功するためには、「紳士」にならねばならないかも知れない。しかしながら、長期的に見れば、女性が男性「紳士」のように考えるのではなく、むしろ、男性が女性とともに考え始める機会が与えられることなのである。

ロー・スクールにおける伝統的な法学教育を変えて、学生の知的好奇心を刺激し、かつ、弁護士として創造的に問題解決を行える人に育てるために、まず、多様な教育の選択肢を用いる必要があり、それにより、多様なすべての学生を教育するための手助けが得られるのである。

ロー・スクール教育を通じて「紳士になること」の教訓は、女子学生をとりまく諸問題が、しばしば、女子学生のサイドではなく、法学教育制度の側に存在するこ

とを浮き彫りにする。その克服の道は、21世における法曹の役割と、その課題と取り組む学生に対する法学教育のあり方とについて、議論の時間をより多く割くことの中に見い出されるであろう。

(3)　おわりに

以上が、Guinier論文の要旨である。

そこでは、日本における法学教育（レベルは異なるが）ではほとんど論じられてこなかった問題が摘抉され、明快に提示されている。本稿ではその一部を紹介するにすぎなかったが、そこに挙げられた具体例も豊富である。しかも、ロー・スクールの女子学生によって提起された問題が、ジェンダーの問題を超えて、法曹養成教育の全般に対して、根本的な問題提起を行っている点もまた示唆的である。それゆえに、ロー・スクール教育を通じて着実な法曹養成を行ってきたアメリカの実情は、日本における法科大学院制度を具体化するにさいしても、貴重な示唆を与えてくれると考えられる。

Guinier論文の再述は控えたいが、本稿を閉じるにさいして、一点だけ触れておきたい。それは、日本の法科大学院における学生の精神面に対する配慮とそのケアの重要性である。

その前に、まず、法曹養成に携わる教員の在り方について言及しておくのがフェアーであろう。つまり、日本の法科大学院の場合、そのほとんどの教員は、「教育の在り方」に関する正規の教育を受けてはいないからである。「コネ」や「師弟筋」などの問題は措くとして、採用時に「専門的な知識」が優先的に評価されるこの世界では、普通の人間社会における「他者配慮」等さえ、無惨に蹂躙しかねないといった惧れも払拭できない。また、この世界では、いわゆる「アカハラ」や「セクハラ」が風土的に潜在化する蓋然性も、決して低くはない。しかも、そのような風土自体が、事件の反復可能を増大させ、その種の悪循環を助長しかねないとも考えられるのである。

ごく一例に過ぎないが、例えば、真摯に研究教育に取り組んでいる教員に対して名誉毀損的言辞を繰り返し浴びせる「教員」さえ「現」在するかも知れないのであ

る。そのような言葉の表出は、「裏」における様々な不利益または加害の存在さえも、推認させる。その種の教員が、万が一にも、法科大学院の授業を担当した場合に、そこで養成される法曹像に思い致すとき、背筋に悪寒が走るのを禁じ得ない。鋭い「感性」は、人間の学である法律学における法的感性・法的思考の基礎であるはずであり、「裸の王様」は、この世界では、恥と滑稽を超えて悲劇的かつ加害的でさえある。「心」の問題にまで、法制度とその担当主体が取り組むことが不可避的に要請されている「法的救済の世界」(例えば、川嶋四郎「『救済法』の課題と展望に関する一試論・序説」民事訴訟雑誌43号198頁〔1997年〕、同「民事訴訟における救済形成過程とその課題――ある医療過誤訴訟事件における下級審裁判例を手掛かりとして――」『民事訴訟法理論の新たな構築〔新堂幸司先生古稀記念論文集〕(上)』219頁〔有斐閣、2001年〕等を参照)では、「マインド」の欠如した「リーガル・マインド」あるいは「リーガル・プロフェッション」などといったものは、決して育成されてはならないのである。

さて、法科大学院の主人公である学生サイドに、行論を戻したい。

法科大学院の学生たちには、大きなプレッシャーが潜在的に待ちかまえている。法科大学院における学生のストレスの問題である。学生は、たとえプロセスを通じて厳格な教育が実施される法科大学院を修了しても、その後に、法曹になるための困難な登竜門を、さらに登りかつ越えて行かねばならない。しかも、その新たな司法試験は、現時点では、アメリカのロー・スクール修了後に行われる各州等の司法試験と比較して格段に競争率が高くなることが確実に予期できる。新しい司法試験は、アメリカ各州における司法試験とは異なり、合格者数が限定され、かつ、競争率が高くなることが確実に予期されるのである。そこでは、受験回数の制限は付されるものの、前年度の不合格者が繰り返し受験する可能性が高いために、毎年受験者数が増加する。さらに、アメリカの司法試験とも、日本の医師国家試験とも異なり、新たな司法試験は年に1回しか行われないのである。

このような新しい司法試験制度に思いをめぐらすだけでも、学生のストレスの大きさを推測するに余りある。また、「プロセスを通じた法曹養成」は、あたかも比叡山延暦寺の「千日回峰行」のように、日々の緊張感とプレッシャーを必然的に生み出す。さらに、法曹という高度実務家養成を「唯一の」目的とした法科大学院の日

本的な風土における含意あるいは法科大学院修了者に対する世間の視線や評価等も、考えなければならないであろう。

現在、許可されるか否かは定かではないが、司法試験の予備校と見まごうばかり法科大学院さえ創設されつつある情況に直面して、『司法制度審議会意見書』が理想としてイメージする法科大学院像を可能な限り具体化した法科大学院がどれだけの合格者を輩出できるかについては、予断は許さない。それゆえ、法科大学院を担当する個々の教員による配慮と献身だけではなく、例えば、アメリカのロー・スクールに置かれているように、学生のメンタル面でのケアを専門かつ十全に可能とする体制が、各法科大学院内に構築されねばならないであろう（「アメリカ合衆国のロー・スクール訪問記録」九州大学箱崎文系地区社会貢献委員会編『平成14年度・九州大学箱崎文系地区社会貢献委員会活動報告』33頁（2003年）も参照)。しかも、教員だけではなく、職員の充実にも、十分な配慮が行われなければならない。

なお、現在日本では、２つの組織によって計３回行われた「適性試験」の信頼性についても疑念が呈されているが、Guinier論文の中には、長い歴史をもつLSATの価値についても、消極的な言及が見られた。日本の法科大学院においても、「適性試験」については、その効用と限界に対する不断の検証と評価が不可欠となるであろう。